



群馬県青少年育成事業団ビジョン

○ はじめに

群馬県青少年会館（以下、「本会館」という。）は、県市町村や青少年団体等の長年の夢が結実し、県都前橋の緑豊かな敷島公園に近い好環境の地に、青少年及び青少年団体の活動拠点施設として、県立民営をもって昭和57年6月5日に開館した。

公益財団法人群馬県青少年育成事業団（以下、「本事業団」という。）の前身である財団法人群馬県青少年会館は、本会館の管理主体として、県や市町村並びに青少年団体等の出捐によって、本会館の管理・運営を通して青少年及び青少年団体の自主的な活動を奨励・促進するとともに、青少年団体の連絡調整と青少年の健全育成に寄与することを目的に、昭和56年11月16日に設立された。

以来、設立の趣旨を踏まえ、貸館業務と指導業務は一体であるとの考えのもとに、青少年団体の支援や自主的な活動の奨励、指導者の育成、県中央部に位置する利点を生かしたボランティアの養成や青少年の居場所づくり、県内の青少年に関する情報を収集した「ぐんま青少年ねっと」による情報発信、また、「ぐんま少年の船」をはじめとする自然体験や異年齢交流による各種事業など、青少年の健全育成に向けたさまざまな事業の推進に努めてきた。

平成18年4月1日には、地方自治法による指定管理者制度が本会館にも導入され、本事業団が指定管理者となった。また、国の公益法人制度改革により、県内でもいち早く平成23年4月1日付けで県知事より認定を受け公益財団法人に移行した。その際、本事業団の憲法とも言える「寄付行為」は「定款」となり、名称も「財団法人群馬県青少年会館」から「公益財団法人群馬県青少年育成事業団」へと変更した。そして、令和2年度からは、第5期の指定管理者（5年間）として管理・運営を行っているところである。

現在、社会経済情勢は、少子化による人口減少や高齢化、急速な技術革新、グローバル化等、急激な変容が進んでいる。そのような中で、青少年の健全育成は大きな課題であり、家庭や地域の教育力の低下、人間関係の希薄化、子どもの貧困等、青少年を取り巻く環境の改善、向上が強く求められ、学校・家庭・地域の連携・協働がますます重要となっている。

令和3年度は、本事業団が設立40周年の節目の年となる。これを契機に、改めて、本事業団の設立趣旨に則り、「群馬県青少年健全育成条例」（平成30年6月一部改正）や「第3期群馬県教育振興基本計画」（平成31年3月策定）、「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」（令和2年3月策定）等と整合させることにより、時代の要請に応えるとともに、公益財団法人として期待される成果を得るため新ビジョンを策定することとした。

なお、策定にあたり基本的には、平成26年3月に作成した前ビジョンを継承することとし、基本的施策として「参加から参画へ」、「連携の推進」、「指定管理施設の運営・受託事業」を掲げ、事業展開の再構築を図ることとした。

令和 3年 3月

I 基本的方向

1 事業団の役割

本事業団は、設立の趣旨を踏まえて、青少年及び青少年団体が行う自主的・主体的な活動を支援する。また、青少年教育の場としての自覚を持って、青少年の健全育成に寄与する。

2 基本的施策

(1) 参加から参画へ

青少年が自ら課題と取り組み・考え・行動することを可能とする参画型活動を、支援する。

(2) 連携の推進

青少年一人ひとりの個性を生かした活動を推進するため、学校や家庭・地域・関係機関・青少年団体との連携を、なお一層推進する。

(3) 指定管理施設の運営・受託事業

指定管理者として、施設の目的に沿った管理運営に努め、魅力ある施設づくり、特色ある事業実施を推進する。

II 基本的施策

1 参加から参画へ

従来多く見受けられた指導者中心の青少年育成活動においては、指導者が企画したプログラムに青少年が参加するという形を取るため、青少年自身の意志を反映させる機会が少なく、青少年の自主性や積極性が培われにくいという弱点が見られた。

一方、最近の青少年に対する意識調査によれば、多くの青少年が、社会のために役立つことをしたいと考えており、内容としてはスポーツ・文化活動や防災・災害援助、環境保護、青少年団体の活動等の割合が多く見られる。

そこで、青少年の社会性を培うためにも、これからの青少年育成活動においては、青少年が自ら企画・実施・評価する力を育てることが大切であり、そのためにも、青少年の参画による活動をますます充実、発展させることが重要で

(1) ボランティア活動の充実と支援

青少年が心身ともにたくましく生きる力を身に付け、社会の一員としての使命と役割をもって自立することが求められている。青少年の抱える問題が深刻化するなかで、体験的な学習活動やボランティア活動、自然体験活動等の直接的な体験はますます重要となっている。

現在、ボランティア活動をとおしてともに支え合う心を育成するとともに、家庭、地域と連携して、自己肯定感や社会性、規範意識を育成することが期待されている。

一方で、青少年のボランティア活動への興味関心については、困っている人の手助けをしたい、地域や社会をよりよくしたい等の理由をあげる割合が高い。

そこで、青少年の参画によるボランティア活動の充実を一層図っていく必要がある。

また、青少年自身の企画によるボランティア活動のネットワークの構築、プログラムの開発等の改善、充実を推進する。

(2) 生活・文化体験や自然体験、社会体験の創出

青少年にとって、家庭や地域などの現実の社会のなかで、世代を超えた多くの人と関わりながら、さまざまな体験をとおして、社会を生き抜くための基礎的能力として、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性等を育むことが求められている。

そこで、地域において多様な体験活動の機会を充実させ、青少年をはじめ地域住民の参加促進を図ることが重要である。青少年にとって、さまざまな体験活動の実践をとおして、現在の青少年が抱えている多くの課題の解決にもつながるものである。

本事業団は、青少年にさまざまな体験活動の機会を提供するとともに、そこに参加する青少年の意志も反映させる参画型事業の創出により、これからの青少年に必要とされる、社会の変化に対応して生き抜く力の育成に努める。

(3) 指導者の育成

青少年が主体的に家族や学校・地域の課題等について調査・提言したり、ボランティア活動を企画・実施したりするためには、さまざまな方法を学んだり、支援を受ける必要がある。

また、これからの青少年関係施設の職員や青少年団体の指導者には、青少年一人ひとりが協調して意欲的に参画するためにはどのようなコミュニケーションの方法があるか、課題解決のためにはどのような方法が有効か等、さまざまなアドバイスを求められたときなどに、的確に対応できる高い資質が要求される。

したがって、これからの指導者には、青少年が参画する活動についても、求めに応じてアドバイスできる指導力が要求される。指導力の向上には、指導方法に関するさまざまな事例から経験知を学んだり、理論的な研修をしたりする必要はある。

本事業団は、このような要請に対応するために、指導者育成事業を充実させるとともに職員に社会教育主事の有資格者を配置し、的確な指導助言が行えるようにする。

2 連携の推進

(1) 他の青少年関係施設や学校・家庭・地域・青少年団体等との連携の強化

都市化、過疎化の進行や家族形態の変容等を背景として、地域社会の教育力の低下が指摘されている。そこで、これからの時代においては、地域社会での教育の充実に向けて、さまざまな機関、団体等の連携が強く求められている。

本事業団は、これまで培ってきた県内の各青少年施設や学校、市町村教育委員会、青少年団体、関係機関等との強い絆とネットワークを生かし、情報交換や合同研修等に積極的に参加する。

(2) 青少年団体の育成・支援

県内の多くの青少年団体は、個性の異なる青少年が集い、経験豊かな指導者の下、さまざまな学びやボランティア活動などを行っている。それらの活動は、人間として尊重し合うこと、助け合いの精神や連帯感を養うこと、地域社会の歴史や文化を継承すること、地域社会や地球市民の一員として責任の持てる市民を育成すること等に、重要な役割を果たしている。

青少年団体において、自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動等の体験をとおして、地域社会の課題に触れるとともに、課題解決のノウハウを身に付けることが大切である。

本事業団は、たくましく生きる力を育てる場としての青少年団体の一層の育成・支援に努める。

(3) 国内外の青少年及び支援者との交流や情報提供

これからの青少年は、多文化社会や男女共同参画社会の担い手として期待されている。そこで、県内の青少年に対して、国内外の青少年等との交流の機会を積極的に持つ必要がある。また、国内外の青少年関係施設における環境保全や福祉などへの参画や諸事業等の資料も揃えておくことが望まれる。

本事業団は、これから世界へ羽ばたく青少年が豊かな感性を育む交流の機会が持てるよう、関係する情報の提供に努める。

(4) 情報収集と情報発信・広報

青少年の体験活動を活性化させるためには、青少年や保護者・指導者等のニーズに応じた的確な情報を提供する必要がある。

本事業団は、青少年活動や青少年団体に関わるさまざまな情報の集約・整理・提供に努めるとともに、各種事業をとおして青少年のネットワーク化を推進し、青少年のふれあいや情報交換の場をつくる。さらに、施設の利用等について、県内外の青少年をはじめ多くの利用者や関係者からの感想・意見を集約し、それを踏まえた効果的・効率的な広報活動を推進する。

3 指定管理施設の運営・受託事業

(1) 群馬県青少年会館指定管理者指定の継続確保

本事業団にとって、群馬県青少年会館の指定管理者としての事業を継続することは必須事項である。また、公益法人としても公益目的事業比率が大半を占めており、本事業団設立の根底ともなっている。

指定管理者制度が継続する以上、指定確保に向けての対策を十分行い、継続して指定を受けられるよう、これまでの経験、実績を十分に活用し、今後の課題解決に向けて、事業の拡充に努めていかなければならない。

(2) 公益目的事業に添った、他施設の管理受託（指定管理含む）の獲得

公益財団法人として、県内の青少年の健全育成を広域的に実施することが重要である。

今後、県内の地方公共団体等から、本事業団が行う公益目的事業に添った内容の施設運営の機会があれば、積極的に受託するべく、それらの調査・研究を行う。

(3) 魅力ある施設の運営

本会館を青少年の「出会いと未来をつくる場所」と捉え、「仲間との出会い」「自分との出会い」などをキーワードに、親しまれ・愛される施設となるように、利用者の視点に立った環境の整備と施設の運営に努める。

また、本事業団独自の職員研修を行うとともに、群馬県青少年施設連絡協議会が主催する研修をはじめとする各種研修に積極的に参加することにより職員の資質向上に努め、青少年とともに考え、歩む姿勢を大切に施設運営を心がける。

さらに、インターネットを利用した「ぐんま県域公共施設予約システム」により、利用申込の利便性を高めるとともに公平公正な施設利用を進める。

(4) 開かれた施設づくり・特色ある事業の推進

青少年活動や青少年団体活動の拠点施設として、本会館の立地条件や施設・設備等の特色を生かすとともに青少年及び指導者の視点に立った特色ある事業の推進に努める。

① 集い、発信する施設づくり

本会館は、県央部に位置するとともに市街地に近く、宿泊機能を持った青少年教育施設である。

本事業団は、この特色を生かし、県内全域の青少年を対象にした事業展開や、異年齢・異業種の青少年が自由に入出入りし、集い・交流できる場づくりに努める。特に、宿泊機能を生かす観点から、青少年団体のみならず、学校、企業等の長期宿泊研修、部活動合宿等での利用受け入れを促進するとともに、宿泊を組み入れた主催事業を積極的に展開する。

また、地域住民に親しまれる、地域に開かれた施設づくりを目指す。

さらに、青少年がボランティア活動を実践する場として受け入れ体制を整えるとともに他施設や地域等への情報発信、情報提供に努める。

② 青少年のための基幹的・モデル的な事業の推進

昨今の群馬県における人口減少を喫緊の課題として捉え、少子化の時代だからこそ、青少年、特に青年と地域を結びつけ、青年が自主的・主体的に地域の未来を築いていけるような活動を支援することが、本事業団に課せられた使命であると考えます。

そこで、事業に向けた調査研究や青少年のニーズを的確に把握するとともに、市町村の青少年関係事業の充実や青少年担当職員のスキルアップ、青少年団体の活動等に有益となるモデル的な事業を開発する。

さらには、事業参加後における青少年のネットワーク作りを支援するため、ボランティア育成事業等を推進する。

③ 新たな青少年団体活動の拠点づくりの推進

青少年団体の活動拠点としての機能を充実するとともに、青年層のふれ合う機会を提供するための事業や団体間の情報交換等を積極的に行い、連携強化を図る。

また、従来は既存の団体の育成・支援が中心であったが、新たな団体の掘り起こし（発掘）をはじめ、これまで築いてきた青少年団体との絆を生かし、新たな連携協力事業や活動に関する相談・支援等を積極的に推進し、青少年団体活動の活性化を図る。

④ 受託事業の推進

県や国の動向を見極め、時代の要請に応えるため、県教育委員会からの受託事業で県内外の関係者から注目されている「青少年自立・再学習支援事業」（G-SKY Plan、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業）等、県及び県教育委員会等からの受託事業を積極的に推進する。